

(質問第七十八号) 昭和二十二年十月二日配付

公團組織と價格並に國民生活と資本金に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月三十日

油井賢太郎

參議院議長 松平恒雄殿

公團組織と價格並に國民生活と資本金に關する質問主意書

酒類配給公團法案の提出に付き政府委員の説明中公團の出資に対しては配当を行う必要がなく中間手数料の減少に依り價格の引下げが出来るとのお話がある（七月十日財政及び金融委員會會議錄七頁第一段參照）成程公團に対する政府出資の三千万円に対しては配当の要はないとしても他面現在の都道府縣の酒類販賣會社及日本麥酒販賣株式會社の拂込資本金約七千万円に対する最近一ヶ年の配当金が僅か百七十二万円に過ぎない事と比較し年間販賣高百億円を超すと云われる酒類のコストの低下に果して如何なる影響を及ぼすか考えて頂きたい。公團の出資と民間資本金の差四千万円に対しては復興金融金庫の如き低利を以てしても二百六十万円見当の利子を拂わねばならず前記の株式配当に比し決してコストの低廉を來さぬ事は明白である。然も株式の配当金は實際民間人の手に入る迄配当利子所得税、綜合所得税等に依り殆んど半減となる事に鑑み資本金に対する配当金を以て國民生活の障害であるが如き感を國民に與える事は、日本再建の爲勞資の協調を唱えらるる今日勞資の離反を政府自ら劃さるるが如くに誤解さるる虞れなしとせ

ぬ。此際公團組織が必ずしも價格の低下を來さぬ事を明らかにせらるると共に國民生活に対し資本金が果して有害なりや否や政府の明確なる見解を書面を以て御回答に預り度い。